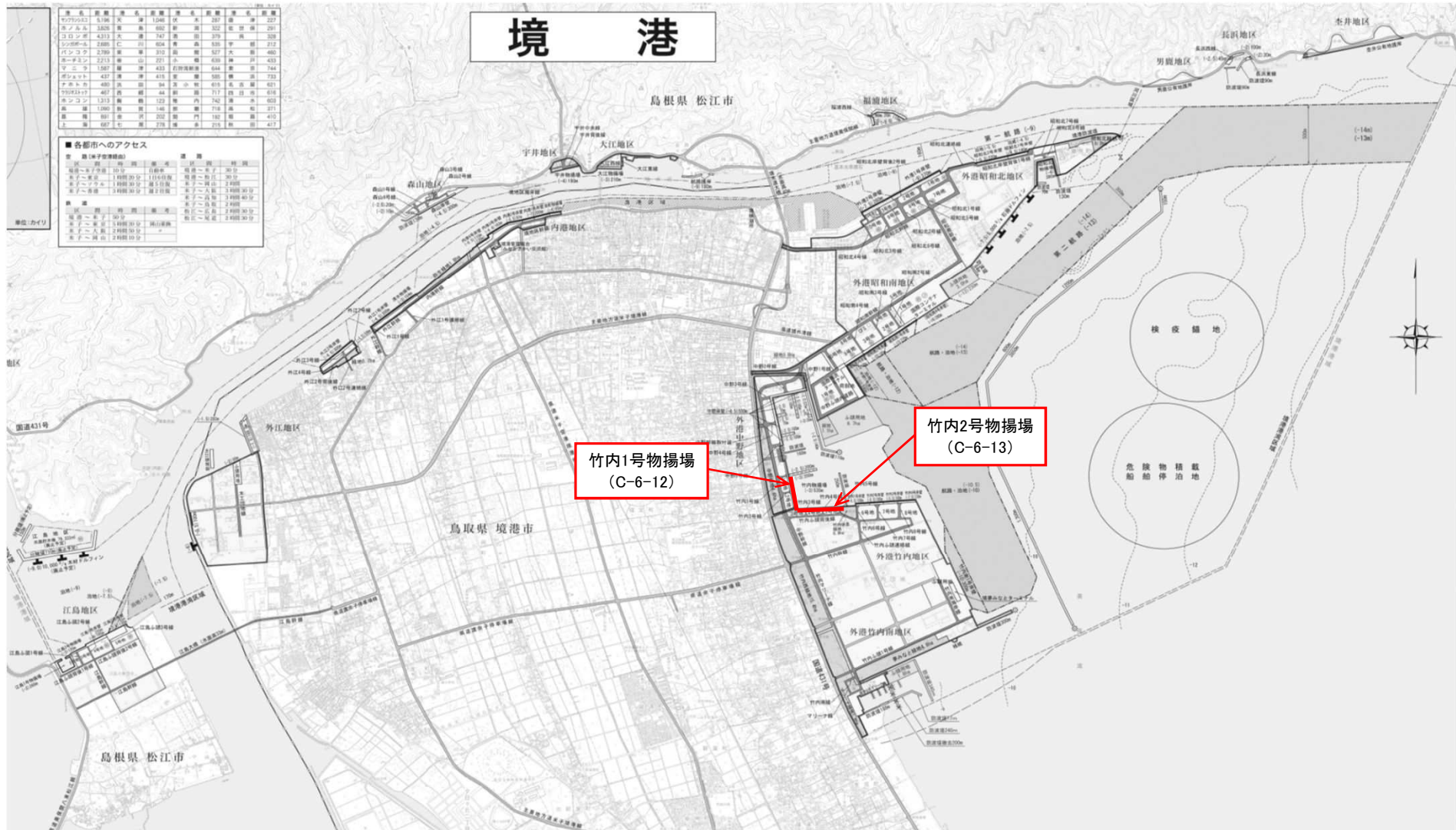


# 契約図書

# 位置図



境港港湾施設一般定期点検業務委託(鳥取県属地)

数量総括表

費目・工種・施工名称等	規格	単位	設計数量		摘要
			当初	変更	
測量業務					
港湾施設現地調査					
現地調査					
調査・測量準備					
計画準備		式	1		
現地調査					
目視調査(1)	陸上調査	m <sup>2</sup>	5,520		
目視調査(2)	海上調査	m <sup>2</sup>	654		
電位測定		箇所	10		
成果					
報告書作成		式	1		
協議・報告					
事前協議		式	1		
最終報告		式	1		
安全費					
安全監視船運転		式	1		
設計業務					
維持管理計画書策定					
維持管理計画書変更					
計画準備					
計画準備		式	1		
資料収集整理					
資料収集整理		式	1		
結果の検討					
結果の検討(計画修正・更新)	共通指針準拠型	式	1		
成果					
成果(報告書作成)		式	1		
協議・報告					
協議・報告	初回・中間1回・最終	式	1		

【共通】

業務名：境港港湾施設一般定期点検業務委託(鳥取県)

特記仕様書

第1(目的・主旨)

本業務は境港管理組合が所管する港湾施設について、港湾の技術上の基準を定める省令に基づき、供用期間にわたって要求性能を満足するように、施設の現地調査・健全度調査を行い、維持管理計画書の修正・更新を行うものである。

第2(適用範囲)

本業務の履行に当たっては、特に定めのない限り、調達公告日時点で最新の「測量業務共通仕様書」、「設計業務共通仕様書」(<https://www.pref.tottori.lg.jp/45149.htm>)によるほか、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(令和5年3月)及びこの特記仕様書によること。

現地調査及び維持管理計画策定にあたっては、国土交通省港湾局発行「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン(令和5年3月一部変更)」、「港湾の施設の点検診断ガイドライン(令和3年3月一部変更)」、(財)沿岸技術センター発行「港湾の施設の維持管理技術マニュアル(平成30年7月)」等を参考とすること。この特記仕様書によること。

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				業務内容		港湾施設点検 ・現地調査 目視点検(1)(陸上) A=5,520m <sup>2</sup> 目視点検(2)(海上) A= 654m <sup>2</sup> 設計業務 ・維持管理計画書修正・更新 一式
追加				資料の貸与及び返却		本業務において必要となる資料については、初回打合せ時において、双方確認し貸与することとする。
追加				関係官公庁への手続き等		目視調査(2)海上目視にあつては境海上保安部への手続きが必要となるため、受注者において手続きを行うこと。 なお、上記以外の機関と協議が必要となることが想定される場合には、調査職員に速やかに報告すること。
追加	1			地元関係者との交渉等		・個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないよう留意するとともに、情報を収集する際には、目的の範囲内で行うこと。
追加				成果物の提出		成果物は、下記のとおりとする。 ・報告書(点検記録表含む) 1部 ・維持管理計画書 1部 ・電子媒体(CD-ROM 又は DVD-R) 2部 オンライン電子納品の場合は、「電子媒体(CD-ROM 又は DVD-R)」及び「紙媒体」の提出は不要 また、本業務は、電子納品対象業務であり、 <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm</a> に掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」によること。
追加				関連業務		特になし。

## 【共通】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				疑義等		業務を遂行するうえで疑義を生じた場合は、調査職員と協議し、速やかに処理すること。
追加				見積り等		電位測定については見積りにて、積算しており内訳(単価)は別紙積算内訳書のとおり。
追加				労働環境の改善に向けた取組		<p>本業務の実施にあたっては、受発注者双方の労働環境の改善を図るため、「労働環境の改善に向けた取組について(平成29年1月31日付第201600158128号県土整備部長通知)」に基づき、受発注者双方で「ワンデーレスポンス、ウェンズデー・ホーム等の労働環境の改善に向けた取組を実施すること。</p> <p>受注者は初回協議時、ウィークリースタンスの取組み内容を協議することとし、業務完了時、技術企画課メールアドレス(gjutsukikaku@pref.tottori.lg.jp)に「ウィークリースタンス実施報告シート」(<a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/274312.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/274312.htm</a>)を提出すること。</p>
追加				遠隔臨場		当業務は遠隔臨場の対象である。遠隔臨場の活用を希望する場合は、 <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/307254.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/307254.htm</a> に掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県建設工事・測量等業務の遠隔臨場に関する実施要領」によること。
追加				設計変更等取扱要領		設計変更等については、 <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/303205.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/303205.htm</a> に掲載された最新の「測量等業務設計変更等取扱要領」によること。
追加				情報共有システム		<p>情報共有システムを利用すること。</p> <p>ただし、情報共有システムの利用を希望しない場合は、調査職員と協議の上、紙書類によることができる。</p> <p>情報共有システムの利用にあたっては、<a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm</a>に掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」によること。</p>
追加				オンライン電子納品		当業務はオンライン電子納品の対象である。オンライン電子納品を希望する場合は、 <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/318010.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/318010.htm</a> に掲載された本業務調達公告日時点で最新の「オンライン電子納品試行要領」によること。
追加				BIM/CIM 適用		業務はBIM/CIM適用対象である。BIM/CIM適用を希望する場合は <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/287478.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/287478.htm</a> に載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県 BIM/CIM 適用業務実施要領」によること。
追加				その他		現地調査にあたっては施設利用者と調整を図ること。

【 測量業務】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
	1		108	現場代理人	3	資格要件は調達公告による。
	1		109	主任技術者	3	資格要件は調達公告による。
	1		110	照査技術者	1	本業務は、照査技術者を定め照査を実施する。 なお、照査に当たっては、調査・測量・設計業務共通仕様書（及び別添）中の「測量チェックマニュアル(案)」及び、調査職員の指示によること。
					3	資格要件は調達公告による。
	1		113	打合せ等	2 5	本業務における打合せ協議は、下記の主要な区切において行うこととし、2回を予定している。 ・当初・成果納品時 なお、業務着手時及び業務完了時には主任技術者は立ち会うこと。
	1		116	関係官公庁への手続き等		また、受注者は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議するものとする。
追加				その他		
						－以下、個別事項を記入すること。－

【設計業務】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
1	1		1106	管理技術者	3	資格要件は調達公告による。
1	1		1107	照査技術者及び照査の実施	1	本業務は、照査技術者を定め照査を実施する。なお、照査に当たっては、「詳細設計照査要領」及び、調査職員の指示によること。
					3	資格要件は調達公告による。
1	1		1110	打合せ等	2 4	本業務における打合せ協議は、下記の主要な区切において行うこととし、3回を予定している。 ・当初・中間1回・成果納品時 なお、業務着手時及び業務完了時には管理技術者は立ち会うこと。
1	1		1117	関連法令及び条例の遵守		森林法に基づき、計画上、森林伐採が見込まれることが判明した場合、調査職員が県林務担当機関に伐採範囲事前協議を行う必要があるため、伐採範囲を示した図面を作成の上、調査職員に提出すること。 <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/332527/chirashi_kouji.pdf">https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/332527/chirashi_kouji.pdf</a>
1	2		1201	使用する技術基準等		最新の技術基準及び参考図書に加えて、「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」を用いて業務の実施にあたるものとする。
1	2		1209	設計業務の条件	11	設計に当たっては、完成後の維持管理を含めたライフサイクルコストを考慮し、総合的な評価により工法等を検討すること。
追加				その他		維持管理の観点から、形状、構造、使用材料、施工方法等について、十分配慮した設計とすること。

# 境港港湾施設一般定期点検業務委託（鳥取県属地） 特記仕様書

## 第1章 総則

### 第1条（適用範囲）

本特記仕様書は、境港管理組合が発注する港湾施設の定期点検及び維持管理計画書を修正するための現地調査及び計画修正業務に適用する。

### 第2条（目的）

本業務は港湾施設について、港湾の技術上の基準を定める省令に基づき、供用期間にわたって要求性能を満足するよう維持管理計画に基づき適切に維持するための現地調査及び結果取りまとめ、維持管理計画書の修正・更新を行うものである。

### 第3条（実施項目）

実施項目は別添位置図、数量総括表によるが、施設の劣化状況等により必要に応じて項目の変更を行う。実施項目の変更については調査職員と協議すること。

維持管理計画策定レベルは、標準型（Ⅰ）の対象施設は鋼構造物の水深 4.5m以上の施設、標準型（Ⅱ）の対象施設は鋼構造物以外の水深 4.5m以上の施設、共通指針準拠型の対象施設は水深 4.5m以下の施設としている。

## 第2章 定期点検にかかる現地調査業務内容

### 第4条（調査・測量準備）

#### （1）計画準備

現地調査業務を行うにあたって事前に業務全体の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画立案し、業務計画書に反映する。

#### （2）事前協議

現地調査内容について事前協議を行う。

### 第5条（現地調査）

#### （1）目視調査（1）

陸上から施設全体又は一部の目視可能な部材について、前回調査時点で劣化・損傷が確認された箇所を中心とし、劣化状況などの目視調査を行い、記録を整理する。

#### （2）目視調査（2）

船上から施設全体の海面上の部材について、前回調査時点で劣化・損傷が確認された箇所を中心とし、劣化状況等の目視調査を行い、記録等を整理する。

なお、透明度が高く、水中部の状況が確認できる場合、その状況も調査する。

#### （3）電位測定

陽極の電位測定を行い、記録を整理する。

### 第6条 調査成果

#### （1）報告書作成

調査目的、調査内容、調査結果を整理して調査報告書を作成する。

#### （2）最終報告

調査結果について取りまとめたものについて、報告を行う。



### **第3章 維持管理計画書修正・更新業務内容**

#### **第7条 維持管理計画書修正・更新**

標準型（Ⅰ）（Ⅱ）は施設ごと、共通指針準拠型は港湾ごとに報告書の取りまとめを行う。

##### **（1）計画準備**

業務を行うに当たって事前に業務の目的および内容を把握し、業務の手順および遂行に必要な事項（業務計画書作成・現地踏査・関係機関との協議資料作成等）を企画立案し、業務計画書に反映する。

##### **（2）資料収集整理**

維持管理計画書を修正するに当たり対象施設の設計図書及び工事完成図書等から必要な事項を抽出し整理する。

##### **（3）結果の検討（維持管理計画書の修正・更新）**

定期点検調査結果を基に対象施設の維持管理計画を時点修正するため、現況における健全度の把握、劣化予測、残存供用年数等ライフサイクルコストを考慮して点検・補修スケジュールを検討するものとする。ただし、共通指針準拠型の数量についてのみ、施設毎の検討を要しないため項目数は1業務当り1項目とするが、ライフサイクルコストの算定については施設毎に行うこと。

最新のガイドラインに基づき施設全体の性能低下度の判定行うこと。

##### **（4）報告書作成**

維持管理計画書修正及び更新を行う。

また、維持管理データベースシステムへ点検結果を登録する。

##### **（5）協議・報告**

本業務を適切に進めるため、打合せ協議を実施する。回数は、着手時1回、中間時1回、成果品納入時1回の計3回を予定するものとする。

なお、着手時及び成果品納入時の打合せには、管理技術者が出席するものとする。

### **第4章 その他**

#### **第8条 関係官公庁への手続き等**

点検業務履行のために必要な関係官公庁等その他への諸手続きについては、調査職員と協議の上、請負者の責任において迅速に処理すること。

#### **第9条 疑義**

業務を遂行するうえで疑義を生じた場合は、調査職員と協議し速やかに処理すること。

#### **第10条 成果品の提出**

本業務の成果品は以下のとおりとする。

（1）報告書（点検記録表含む。）1部、維持管理計画書 1部

（2）電子媒体（CD-R 又は DVD-R） 2部

#### **第11条 資料の貸与及び返却**

本業務において必要となる資料については、業務着手時打合せにおいて、双方確認し貸与することとする。